

法人税法の一部を改正する法律案要綱

一 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に係る規定を削除すること。 (第35条関係)

二 施行期日等

1 この法律は、平成20年10月1日から施行するものとする。 (附則第1項関係)

2 法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課される法人の同日前に開始した清算中の事業年度の所得に係る法人税については、なお従前の例によるものとする。 (附則第2項関係)